

## 奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、奈良県において食育の推進等による県産農産物等の魅力に関する理解の向上を図り、もって県産農産物等の消費拡大を図るため、奈良県において食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食機会の提供、食品ロス削減等の取組を実施する食育事業団体に対し、上記取組に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下、「規則」という。）、国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5517号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び地域の魅力再発見食育推進事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6136号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、実施要領の「第3 事業実施主体 2地域食育推進事業」に掲げる者とする。

### (補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）及び経費（以下、「補助対象経費」という。）は、実施要領の「第2 事業の内容等 2地域食育推進事業」に掲げるものとする。

### (補助率)

第4条 補助対象事業における補助率は、交付要綱別表1のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 申請書を提出するに当たって、補助事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申

請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者においては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(第2号様式)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(申請の取り下げ)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金変更等承認申請書(第3号様式)に積算根拠となる書類その他必要書類を添えて、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1の「重要な変更」の欄に掲げる変更

(4) 委託する事業の新設又は内容の変更

(補助金の概算払)

第9条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（事業遂行状況の報告）

第11条 補助事業者は、補助金交付決定を受けた当該年度の12月31日を基準日として、奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金遂行状況報告書（第5号様式）正副2部を、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、第9条第2項に基づく奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金概算払請求書（第4号様式）の提出をもって、これに代えることができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金実績報告書（第6号様式）に必要書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県地域の魅力再発見食育推進事業補助金請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第9条第1項の規定により概算払した金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

5 前項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、

この期限により難しい場合は90日)以内とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者より第8条第1項に基づく補助事業の中止又は廃止の申請があった場合並びに補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消に係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、規則第20条第3号の知事が定める財産は、1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)別表に掲げる期間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第16条第2項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助

事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（第9号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（事業成果の報告）

- 第19条 補助事業者は、事業の成果を分析し、事業成果状況報告書（第10号様式）に必要書類を添えて、事業終了年度の翌年度の6月10日までに知事に提出しなければならない。

（その他）

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。